

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

				事業年度	・ ・	法人名			
被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	1	平	・	・	法人税額の特別控除額の計算	税 額 控 除 限 度 額 $\left[(3) \times \frac{10}{100} \text{又は} 7 \right] \text{又は} \left[(6) \times \frac{20}{100} \right]$	7	円
	当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	2					調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	8	
	同上のうち損金の額に算入される金額	3					当 期 税 額 基 準 額 $(8) \times \frac{20}{100}$	9	
避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事の認定又は確認を受けた日	4	平	・	・	特別控除額の計算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((7) と (9) のうち少ない金額)	10	
	当期の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	5					調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十七)「7の㉑」)	11	
	同上のうち損金の額に算入される金額	6					法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (10) - (11)	12	

別表六(二十六) 平二十九・四・一以後終了事業年度分

別表六（二十六）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の3第1項《復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》、第17条の3の2第1項《企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》又は第17条の3の3第1項《避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「福島県知事の認定又は確認を受けた日4」は、震災特例法第17条の3の2第1項の規定の適用を受ける場合には「又は確認」を消し、震災特例法第17条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「認定又は」を消します。

3 「税 額 控 除 限 度 額」
$$\left((3) \times \frac{10 \text{又は} 7}{100} \right) \text{又は} \left((6) \times \frac{20}{100} \right) \quad 7$$
は、次に掲

げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより記載します。

(1) 震災特例法第17条の3第1項の規定の適用を受ける場合（「同上のうち損金の額に算入される金額3」の金額のうちに平成31年4月1日から平成33年3月31日まで間に同項の指定を受けた法人が当該指定をした同項に規定する認定地方公共団体（福島県又は福島県の

区域内の市町村を除きます。）の作成した同項に規定する認定を受けた同項に規定する復興推進計画に定められた同項に規定する復興産業集積区域内に所在する同項に規定する産業集積事業所に勤務する同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額（以下「特定給与等の額」といいます。）がある場合を除きます。）には、「又は7」及び「又は $\left((6) \times \frac{20}{100} \right)$ 」を消します。

(2) 震災特例法第17条の3第1項の規定の適用を受ける場合（「同上のうち損金の額に算入される金額3」の金額が特定給与等の額のみである場合に限ります。）には、「10又は」及び「又は $\left((6) \times \frac{20}{100} \right)$ 」を消します。

(3) 震災特例法第17条の3第1項の規定の適用を受ける場合には、特定給与等の額の100分の7相当額と「同上のうち損金の額に算入される金額3」の金額から特定給与等の額を控除した金額の100分の10相当額との合計額を記載します。

(4) 震災特例法第17条の3の2第1項又は第17条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には、
「 $(3) \times \left(\frac{10 \text{又は} 7}{100} \right)$ 又は」を消します。